

祭礼時のごみ収集

祭礼による交通規制などのため、国道 26 号以西（浜側）の地域は、9 月 17 日(金)は普通ごみ以外の収集を、18 日(土)は普通ごみの収集を休みます。

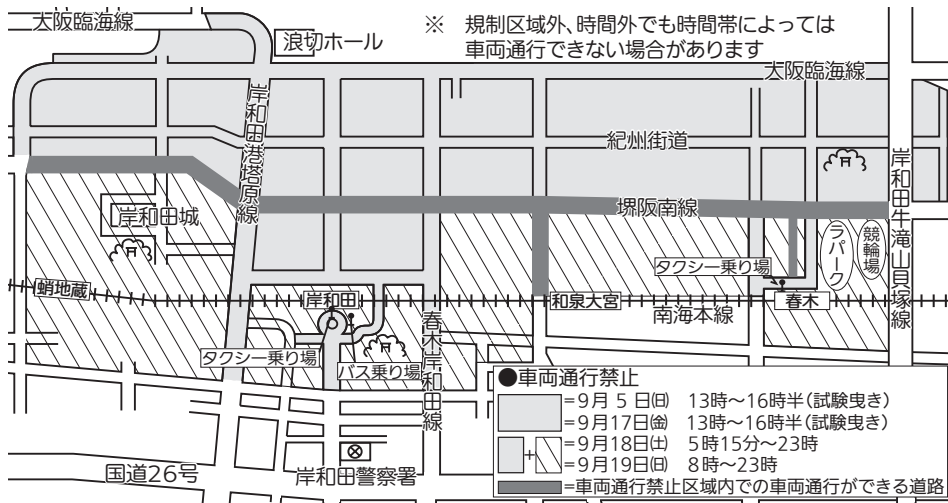
し尿くみ取りは 9 月 17 日(金)の午後から 19 日(日)まで全市の収集を休みます。



問合せ 生活環境課
収集業務担当 (☎ 423-1461)

区分	収集日	16 木	17 金	18 土	19 日	20 祝	21 火	22 水	23 祝	24 金
普通ごみ	月・木 火・金 水・土	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
空きビン 空きカン	水 木 金 月	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
プラスチック類	火 水 木 金	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

「◎」印は収集します。「休」印は収集がありません。
注)ごみ収集日程変更は、国道 26 号以西（浜側）の地域が対象です。



◎臨時バス(1時間に4便)
9月18日(土)・19日(日)に、JR東岸和田と南海岸和田駅前を臨時バスを運行します。
◆JR東岸和田発：午前10時～午後7時
◆南海岸和田駅前発：午後8時～午後11時
問合せ 南海ウイングバス南部(株)岸和田営業所 (☎ 422-7679)

◎路線バス(南海ウイングバス南部)
9月5日(日)・17日(金)午後1時～4時半と18日(土)・19日(日)の終日は次のとおり、う回運転します。
◆葛城線：上古城経由が岸和田警察署前経由に
◆福田線：和泉大宮駅前経由が岸和田警察署前経由に
◆東ヶ丘線：和泉大宮駅前経由が岸和田警察署前経由に
◆徳洲会病院、荒木町に
◎ロースバス
9月17日(金)午後便と18日(土)全便を運休します。

祭礼に伴う交通規制にご協力ください

9月5日(日)、17日(金)の試験曳きと、18日(土)、19日(日)は左図のとおり交通規制が実施されますので、ご協力ください。
なお、規制区域内に車庫があるなどの理由で18日(土)と19日(日)の両日(試験曳きは除きます)、通行許可証を希望する人は、印鑑と自動車検査証(コピー可)を持参し、岸和田警察署へ申請してください (☎ 439-1234)

受付期間 9月13日(月)～15日(水) 午前9時～午後4時半

路線バス一部う回運転、ロースバス運休
臨時バス運行



熱中症に気を付けましょう

だんじり祭は、高温、多湿強い日差しの下で開催されます。祭礼期間中に熱中症で救急搬送される人は毎年多く、十分な注意が必要です。

▼熱中症にならないために
・体調が悪いと体温調節能力が低下します。バランスの取れた食事と睡眠を十分にとり、ベストコンディションで祭礼に備えましょう。
・「暑さへの慣れ」も予防には重要です。日頃、涼しい環境で過ごしている人は特に、暑さに慣れておきましょう。
・30分に1回程度は休憩を取りましょう。休憩中は衣服を緩め、冷タオルで体を冷やすなど、体温を下げる工夫が必要です。

症状	対処方法
●めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示します。	すぐに涼しい場所へ移動し、体を取るかやして水分を取る。誰かが見守り、症状が改善しない場合は病院へ。
●筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分の欠乏により生じます。	自分で水分・塩分を取れない場合はすぐに病院へ。
●頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなどがあります。	すぐに救急車で病院へ。
●意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある、真っ直ぐに走れない、歩けないなどがあります。	すぐに救急車で病院へ。
●高体温 体に触ると熱いという感触があります。	

▼現場での応急処置
①涼しい環境への避難
・風通しの良い日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させます。
②脱衣と冷却
・衣服を脱がせて、体から熱の放散を助けます。
・露出させた皮膚に水をかけて、うちわや扇風機などで扇ぎ、体を冷やします。
③水分・塩分の補給
・冷たい水やスポーツ飲料を与えます。
・呼びかけや刺激に対する反応がおかしい、応えない場合は、誤って水分が気道に流れ込む恐れがあります。吐き気があったり吐いた場合はすぐに胃腸が鈍っている証候なので、口から水分を与えることは禁物です。自力で水分の摂取が出来ない時は緊急で医療機関へ搬送することが最優先です。

問合せ 保健センター (☎ 423-8811)

相談 借金 過払金 不動産登記 商業登記

過去 10 年間に消費者金融等へ完済していたり、1社あたりの借金が50万円程度で、取引期間が7年以上の方はいらっしゃいませんか?
お金が戻ってくるかもしれませんよ!

堺東事務所 十三司法書士法人
(法人番号28-00092) (簡裁訴訟代理認定)
堺市堺区中瓦町2丁3番23号 堀ビル4階
南海高野線堺東駅 西出口より徒歩1分

●代表司法書士(特定社員) 村上健吾(大阪司法書士会所属2989号)(認定番号612200)
●顧問(大阪司法書士会所属2996号)(認定番号512163)

法律豆知識

借金問題の解決を法律家に頼むと、どんなメリットがあるのか教えてください。

☑ 消費者金融とカード会社から借入があります。司法書士に債務整理を頼むとどうなりますか?
A まず私どもがあなたの代理人となって、消費者金融等に今までの全ての取引履歴を請求し、原則18%に引直計算します。今まで払いすぎていた利息を元本に充当し、借金が減額します。

☑ 完済していても過払い金返還は可能なのでしょうか?
A 最近、多く寄せられる相談に「完済している取引でも過払い金返還ができるのか?」とのお問合せが多くあります。完済した取引でも完済後10年を経過していなければ過払い金の返還請求は可能です。(10年を経過していると返還請求権が基本的に消滅時効にかかります。)
過去に完済したからと諦めている方も、気軽にご相談してみてください。
※業務内容は、司法書士法第3条の範囲に限ります。

ご相談ダイヤル
Tel. 072 (228)0084
Fax. 072-228-0401

月～金 9:30～19:30
※お電話での相談は土曜日も受け付けております。